

## (仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領

再開発ビル ラピオにこども・子育て関連施設を設置するにあたり、基本構想を策定する業務について、委託者を選定するため、次により参加表明書等の提出を要請する。

### 1 プロポーザルの名称

(仮称) 小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル (以下「プロポーザル」という。)

### 2 プロポーザルの目的

(仮称) 小牧市こども未来館を設置するにあたり、幼児親子、小学生をはじめ、中高生が集うことができるよう、中央児童館としての機能を強化し、さらには第6次小牧市総合計画新基本計画の都市ビジョンのひとつである「こども夢・チャレンジ No.1 都市」の実現に向け、こどもの夢チャレンジを支える豊かな学びを提供できるよう、柔軟かつ高度な発想力や豊富な経験を有し、基本構想を策定できる者を選定する。

また、選定された者は、ワークショップ等の運営や、(仮称) 小牧市こども未来館整備に関する基本設計・実施設計と先行して整備を行う子育て世代包括支援センター等 (3階の一部約900㎡) の基本設計、実施設計も受託できる能力を有すること。

### 3 施設整備にあたっての考え方

- (1) 再開発ビル ラピオ3階及び2階、4階の民間テナントを除いた部分を対象に基本構想を策定する。
- (2) 基本構想策定にあたっては、有識者のほか、児童館、中央子育て支援センターなどの利用者から意見を聴くワークショップやアンケートを実施する。
- (3) 既に設置済みのえほん図書館、子育て広場や、先行して整備を行う子育て世代包括支援センターも (仮称) こども未来館の一部として一体感を持ち、こども・子育ての中核となる魅力ある施設となるように心掛けること。

### 4 現況施設面積

2階	約 6,387 ㎡	小牧市所有	約 3,169 ㎡
		権利者所有	約 1,937 ㎡
		共有部分	約 1,281 ㎡
3階	約 6,339 ㎡	小牧市所有	約 3,044 ㎡ ※うち約 900 ㎡を「子育て世代包括支援センター等」として先行整備
		権利者所有	約 2,058 ㎡
		共有部分	約 1,237 ㎡
4階	約 6,328 ㎡	小牧市所有	約 3,003 ㎡
		権利者所有	約 2,220 ㎡
		共有部分	約 1,105 ㎡

## 5 事業スケジュール(予定)

平成 29 年 8 月	契約締結
平成 29 年 12 月	先行部分「子育て世代包括支援センター等」基本・実施設計完了
平成 30 年 2 月	基本構想策定
平成 30 年 3 月	先行部分「子育て世代包括支援センター等」着工

## 6 事務局

小牧市役所 こども未来部 こども政策課  
住 所：〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地  
電 話：0568-72-2101 (代表) 内線 612  
F A X：0568-76-4595  
E-mail：kodomo@city.komaki.lg.jp

## 7 審査委員会

業者の選定にあたっては、(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

審査委員 6 人(学識経験者、小牧市こども・子育て会議委員、市職員)

## 8 選定概略

### (1) 審査方法

#### ア 第一次審査(書類審査)

事務局において参加表明書等により、(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要綱第 3 条に基づき参加資格等を審査し、第二次審査のヒアリング出席要請者として 4 者程度を選定する。(非公開)

	評価項目	評価事項	配点
第 一 次 審 査	1 参加資格	実施要綱による	-
	2 能力 (業務経歴等)	事業者の能力	10 点
		総括責任者の能力	10 点
		主任技術者の能力	15 点
		合計	35 点

#### イ 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

審査委員会は、第一次審査により選定された第二次審査の出席要請者を対象に技術提案書等の公開プレゼンテーション及びヒアリングにより以下の評価基準で審査を実施し、最優秀者 1 者、次点者 1 者を選定する。

	評価項目	評価事項	配点
第 二 次 審 査	3 業務の実施 方針及び提案等	業務実施方針の妥当性	10 点
		業務の理解度	10 点
		提案内容の先進性及び独創性	20 点
		提案内容の的確性	20 点
		提案内容の実現性	20 点
	4 取組意欲等	取組意欲及び業務体制	20 点
		合計	100 点

※第二次審査においては、第一次審査による評価点は加算しないものとする。ただし、第二次審査での評価点在同一の場合は、第一次審査の評価点が高い者を優先する。

## 9 参加資格

(仮称)小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要綱(平成29年6月30日29小こ第633号)第3条第1項各号に規定する条件を満たすこと。

## 10 実施スケジュール

区分	項目	日程
準備期間	第1回審査委員会開催	平成29年7月6日
	実施要領等発表	平成29年7月10日
	質疑受付	平成29年7月10日～7月14日
	現地説明会	平成29年7月12日 午後4時から
	質疑回答(市ホームページ掲載)	平成29年7月20日
	参加表明書等の提出期限	平成29年8月4日 午後5時
第一次審査	第一次審査	平成29年8月8日
	結果発表(通知)	平成29年8月10日
第二次審査	プレゼンテーション及びヒアリング	平成29年8月22日 午後2時から
	結果発表(公表・通知)	平成29年8月下旬

※ 期間の表示のあるものは、午前9時から正午及び午後1時から5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に行うものとする。

※ 現地説明会への参加を希望される場合は、7月12日午後4時までに、まなび創造館(ラピオ5階)研修室1までお越しください。(受付時間 午後3時30分～午後4時)

## 11 参加表明書等の配布方法

事務局窓口または、小牧市ホームページにて配布

## 12 参加表明書等の提出方法

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書 . . . . . (様式1)
- イ 参加資格について . . . . . (様式2)
- ウ 事業者の概要 . . . . . (様式3)
- エ 事業者の主要業務実績 . . . . . (様式4)
- オ 事業者の主要業務実績詳細 . . . . . (様式5)
- カ 総括責任者の主要業務実績等 . . . . . (様式6)
- キ 受託した場合の各分野主任技術者の業務実績 . . . . . (様式7)
- ク 協力事務所に関する調書 . . . . . (様式8)
- ケ 業務実施方針等(技術提案書) . . . . . (様式9)
- コ 見積書(消費税込み) . . . . . (様式 任意)

※その他、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されていない者は、次に掲げる書類を提出すること。(各1部)

カ 法人にあっては、登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

キ 個人事業主にあっては、代表者の身元証明書及び代表者の登記されていないことの証明書

ク 法人にあっては、国税(法人税及び消費税(その3の3))、都道府県税(法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

ケ 個人事業主にあつては、国税（所得税及び消費税（その3の2））、都道府県税（個人事業税及び自動車税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

なお、カからケの詳細については、小牧市の入札参加資格審査申請要領 P.3「4 別送書類」を参照すること。（市ホームページに掲載あり）

[http://www.city.komaki.aichi.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_files/000/000/015/119/kon28.pdf](http://www.city.komaki.aichi.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/015/119/kon28.pdf)

- (2) 提出方法  
提出期間内に必ず事務局に持参すること。
- (3) 提出部数  
正本1部、副本10部提出すること。

### 13 質疑応答

- (1) 質問がある場合は、質問書（様式10）を作成し、事務局に持参すること。
- (2) 電話、口頭及び電子メール等による質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、小牧市ホームページに掲載する。

### 14 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 平成29年8月22日 午後2時から
- (2) 場所 小牧市役所 3階 301会議室
- (3) 出席者  
説明員、パソコン操作員などの3名以内とする。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。
- (4) 実施方法及び留意事項
  - ア プレゼンテーション及びヒアリングは、くじ引きにより決定した順番で実施し、1事業者につきプレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内とする。
  - イ プレゼンテーション及びヒアリングは提出された技術提案書の範囲に限り、技術提案書の範囲を逸脱した説明や審査委員の質問内容と全く関係のない発言を行わないこと。ただし、その範囲内であれば、補足資料を使用することはできる。
  - ウ プロジェクター及びスクリーン等は事務局で用意する。
- (5) その他
  - ア ヒアリングにおいては、提出書類全般についても確認する場合がある。
  - イ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

### 15 費用負担

参加表明書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

### 16 業務契約

- (1) 契約の締結  
小牧市は、最優秀となった者と（仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定業務の契約交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。また、業務委託契約を締結するまでの間に、（仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定プロポーザル実施要綱第3条各号に規定する者に該当しないと認め

たときも同様とする。

- (2) 業務名  
（仮称）小牧市こども未来館整備基本構想策定業務委託
- (3) 履行期間  
平成 29 年 8 月上旬から平成 30 年 3 月下旬を予定
- (4) 業務内容  
基本構想策定業務は、小牧市が定める契約書のほか特記仕様書による。
- (5) 予算額  
17,000 千円（消費税込み）
- (6) 契約保証金  
免除とする。
- (7) 契約金額  
受託候補者の特定後、契約内容等について、本市と受託候補者との間で協議し、見積徴収のうえ決定する。ただし、小牧市の定める料率等に基づき算出した額以内とする。
- (8) その他  
基本構想策定業務の契約締結者と子育て世代包括支援センター等（ラピオビル 3 階えほん図書館直下部分約 900 m<sup>2</sup>）の整備に関する基本設計・実施設計業務並びに（仮称）こども未来館の整備に関する基本設計・実施設計業務の契約を予定している。

## 17 その他の事項

- (1) プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が関係する事業所等に所属する者は参加できない。
- (2) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野（総括、意匠担当を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、プロポーザルに参加できない。
- (3) 参加表明書等を提出したものが審査委員会委員又は関係者と本事業計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (4) プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合には無効となる場合がある。
  - ア 提出書類が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - イ 提出書類が、作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
  - ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 提出書類に、虚偽の記載があるもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
  - カ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。
  - キ その他実施要領等に違反すると認められた場合
- (5) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (6) 提出書類の著作権は提出者に帰属する。
- (7) 提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であるとの小牧市の了解を得なければならない。
- (8) 第二次審査の審査結果及び講評は、原則として公表する。
- (9) 最優秀となった者の技術提案書（様式 9）は、市ホームページ等にて公開を予定している。

- (10) その他の提出された参加表明書等は、小牧市情報公開条例（昭和 61 年小牧市条例第 43 号）の開示請求の対象となる。
- (11) プロポーザル参加予定者が自主的に現地を確認することは妨げないが、現地説明会以外には 3 階の立ち入りができないので、留意すること。
- (12) 手続き等に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものに限る。